

地方分権改革の残された課題 - 地方財政改革 -

自治研修協議会常任理事 山谷成夫

地方分権一括法が本年4月から施行され、地方分権改革の端緒が開かれた。しかしながら、今般の制度改革は決して十分なものではなく、今後取り組まなければならない課題も少なくない。その一つに、地方財政制度の改革があげられる。

地方分権のための地方財政制度の改革事項として、自治体に対する財政による国の関与の縮小・廃止と、自治体の税財源の充実確保がある。

前者については、まず国庫補助負担金制度の改革があるが、その抜本的な改革は今後の課題として先送りされている。地方債の許可制度が協議制度へ平成18年度から移行する。また、個人市町村民税の制限税率の廃止、法定外普通税の事前協議制度への移行、法定外目的税の創設等が実現しており、今後はこれらを活用した自主的な税源の確保が期待されているが、その税収増には自ずと限りがある。

後者にあげた税財源は、地方税と地方交付税が主なものである。

地方財政の歳入総額に占める地方税の割合(平成10年度決算)は、35%に過ぎない。三割自治と揶揄されるゆえんである。地方税以外の収入の大部分は、国庫支出金、地方交付税と地方債である。これらの収入項目はいずれも、その自治体の住民と財政当局の双方に負担を感じさせないものである。いわゆる「財政錯覚」と呼ばれる現象である。

国庫補助金や地方債（特にその元利償還費が地方交付税に算入されるもの）の対象となる事業を実施するのが、首長や財政担当者の手腕として評価されることが多い。このため、予算編成では、住民のニーズよりも補助金や地方債の対象の有無を優先させることとなる。補助金・交付税といえども国民全体の負担によるものであり、地方債は将来の住民に負担を転嫁するものである。

「財政錯覚」によって、財政の規模が膨張するとともに、行財政運営の責任が不明確になっている可能性がある。また、好況時には財政力の高い自治体が税の自然増収により、不況時には財政力の低い自治体が補助金や地方債に依存して、歳出の拡大を繰り返してきた。

地方税源の充実確保には、国税から地方税への税源移譲と地方税の増税という二つの手

法があるが、いずれも全く実現していない。国と地方の歳出割合と国税・地方税の収入割合とには大きなかい離が存在している。自治体の財政面における自己決定と自己責任を拡充し、住民の受益と負担の対応関係を明確化するという観点から、このかい離をできる限り縮小するために、地方税源の充実確保が必要とされている。

最近では、バランスシートの作成、事務事業評価の実施等により行政コストの算定、将来の財政負担の明確化、事務事業の有効性・効率性の把握等を図ろうと試みる自治体が増えている。このような取組みをしてことして、住民の一層の理解と協力のもと、独自の工夫を加えつつ歳出面での一層の合理化・効率化・重点化を目指して、行財政運営全般にわたる改革を主体的かつ積極的に進めることができるとされている。

そのうえで自治体として、地方税制度改革について整合性のとれた提案を積極的に行うとともに、納税者たる住民に対して受益と負担について理解を得ることが必要になってい

る。（自治大学校副校長）